

山柔協第28-305号
平成28年 4月15日

各市柔道協会等団体の長 様
各チームの長 様

一般社団法人山口県柔道協会事務局長

65歳を超えた審判員の審判活動と公認審判員賠償責任保険加入について

当協会の事業については、平素から格別の御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。
さて、65歳を超えた審判員について、下記のとおりお知らせしますので、周知等についてよろしくお願いします。

記

1 65歳を超えた審判員の審判活動について

平成20年2月、全柔連から通知されています。（添付1）

2 「65歳を超えた審判員」の公認審判員賠償責任保険の平成28年度における加入について

平成28年4月13日、全柔連から加入についての案内がありましたので（添付2）、加入の希望者については、各チーム等でとりまとめ平成28年6月2日（木）までに、当協会事務局に添付の申込書により申し込んでください。（ファックス）

なお、保険料の納入につきましては、別途ご連絡します。

おって、審判員の全柔連登録をされている方については、審判登録料に保険料が含まれていますので申し添えます。（参考：柔道公認審判員賠償責任保険 ※）

3 申込み・問合せ先

一般社団法人山口県柔道協会

〒753-0871

山口市朝田581-2

電話・FAX 083-924-9510

E-mail yjk@c-able.ne.jp

※ 柔道公認審判員賠償責任保険

保険会社：三井住友海上火災保険株式会社

代理店：有限会社 キューブ

加入対象者：全柔連に審判ライセンス登録している審判員

保険料：年間210円（各個人負担 審判登録費とともに徴収）

賠償額：1名につき1億円 1事故につき3億円

備考：審判員が試合審判中の事故で損害賠償責任を負ったときに支払われる。

65歳を超えた審判員保険制度 申込書

一般社団法人山口県柔道協会事務局行き

F A X : 083-924-9510

6月2日申込締切

チーム等名称

申込み責任者氏名

連絡先・電話番号

◇平成28年度「公認審判員賠償責任保険」における◇

「65歳を超えた審判員」の保険加入について

標記に関しまして、下記のとおり申込みます。

●保険加入する「65歳を超えた審判員」は以下のとおりです。

- | | | | |
|---|------|--------|------------|
| ① | (氏名) | (生年月日) | (以前のライセンス) |
| ② | (氏名) | (生年月日) | (以前のライセンス) |
| ③ | (氏名) | (生年月日) | (以前のライセンス) |
| ④ | (氏名) | (生年月日) | (以前のライセンス) |
| ⑤ | (氏名) | (生年月日) | (以前のライセンス) |
| ⑥ | (氏名) | (生年月日) | (以前のライセンス) |
| ⑦ | (氏名) | (生年月日) | (以前のライセンス) |

保険料の納入につきましては、県柔道協会事務局から別途ご連絡します。

65歳を超えた審判員の審判活動に関する措置について

平成20年2月

先の評議員会で、都道府県柔道連盟（協会）から、65歳を超えた公認審判員の活用について要望と提案があったことについて、担当の審判委員会ならびに総務委員会により検討した結果、以下のとおり審判活動に関する措置を設ける。

基本的には、その審判活動の許可等については各都道府県柔道連盟（協会）の自主的な判断に任せることとし、本連盟公認審判員制度とは切り離し、下記ガイドラインに沿って取り扱うものとする。

記

1. 審判活動ができる対象者は、本連盟公認ライセンス（A・B・C）保持者だった者で、66歳以上70歳までの者のうち認可を受けた者は、「定年」前に保持していたライセンスのエンブレムを着用することができる。
2. 対象者としての審判員の適性判断は、所属の都道府県柔道連盟（協会）で行い、審判活動の認可を与える。
3. 認可を受けた対象者は、所属の都道府県柔道連盟（協会）内に限定して審判活動を行うことができる。
4. 認可を受けた対象者は、本連盟「公認審判員賠償責任保険」に加入しなくてはならない。
5. 所属の都道府県柔道連盟（協会）は、審判活動を許可した対象者としての審判員の名簿、及び公認審判員賠償責任保険の保険料を、当該年度の6月までに、全日本柔道連盟事務局総務課に届け出ること。

以 上

公益財団法人 全日本柔道連盟

都道府県柔道連盟(協会)

会 長・理事長 殿

公益財団法人全日本柔道連盟

事務局長 中 里 壮 也

(公印省略)

**「65 歳を超えた審判員」の公認審判員賠償責任保険
の平成 28 年度における加入について(ご依頼)**

「全柔連公認審判員賠償責任保険」について、皆様のご要望にお応えし、平成 20 年度から別紙のとおり「65 歳を超えた審判員の審判活動に関する措置について」を設けています。

つきましては、下記の事項をご理解のうえ、平成 28 年度における当該の保険に加入を希望される方々の申込み手続きを別紙のとおりされるようお願い申し上げます。

記

1. 「全柔連公認審判員賠償責任保険」とは、全柔連の公認審判員（S、A、B、C の各ライセンス）が行う“審判行為に起因して…法律上の損害賠償責任を負担することより被る損害に対して保険金を支払うことを目的”とします。

- (1) 特別措置は以下のとおりです。

「現行の公認審判員賠償責任保険制度においては、公認審判員のみが保険の加入対象となっているが、従来、公認審判員であった者が、65 歳を超えて審判活動を行う場合でも、下記条件において当該保険に加入することができることとする」

- (2) ①年齢制限 ②審判員としての適正 ③審判員の名簿 ④審判活動の限定
⑤ライセンスのエンブレムなどの条件は、別紙のとおりです。

- (3) 平成 28 年度の当該・保険料はひとり、**210 円**(24 年度まで 250 円)です。

- (4) 保険加入の手続きは、都道府県柔道連盟（協会）が別紙のとおり一括して行っていただきます。

平成 27 年度の加入実績は、以下のとおり。13 都県（秋田、茨城、群馬、埼玉、神奈川、東京、新潟、福井、愛知、岐阜、広島、愛媛、宮崎）で計 137 名でした。

- (5) お問い合わせは、全柔連事務局・倫理推進室（Tel03-3818-4199）まで。

以 上

*** ご回答は恐縮ですが、6月7日(火)午後3時までをお願いします。**

FAX03-3812-3995 全柔連事務局 倫理推進室 行き 6月7日回答締切

平成 28 年 月 日 都道府県柔道連盟(協会)ご名称

回答者(役職)ご氏名

ご連絡先・電話番号

◇平成 28 年度「公認審判員賠償責任保険」における◇

「65 歳を超えた審判員」の保険加入について(ご回答)

標記に関しまして、下記のとおりご回答(レ印ないし記述)します。

1. 「65 歳を超えた審判員」の保険加入について、

☐ わが柔道連盟(協会)は、加入します。

＊210 円× () 人 = () 円、振り込みます。

＊振込みは、全柔連指定の「登録」の口座(銀行・郵便局)

◇三井住友銀行 小石川支店 普通No. 0151179

「公益財団法人 全日本柔道連盟会長 宗岡正二」

◇郵便振替口座No. 00130-2-360896

「登録金口 全日本柔道連盟」

☐ わが柔道連盟(協会)は、加入しません。

2. 保険加入する「65 歳を超えた審判員」は以下のとおりです。

- | | | |
|--------|--------|------------|
| ① (氏名) | (生年月日) | (以前のライセンス) |
| ② (氏名) | (生年月日) | (以前のライセンス) |
| ③ (氏名) | (生年月日) | (以前のライセンス) |
| ④ (氏名) | (生年月日) | (以前のライセンス) |
| ⑤ (氏名) | (生年月日) | (以前のライセンス) |
| ⑥ (氏名) | (生年月日) | (以前のライセンス) |
| ⑦ (氏名) | (生年月日) | (以前のライセンス) |
| ⑧ (氏名) | (生年月日) | (以前のライセンス) |
| ⑨ (氏名) | (生年月日) | (以前のライセンス) |
| ⑩ (氏名) | (生年月日) | (以前のライセンス) |
| ⑪ (氏名) | (生年月日) | (以前のライセンス) |
| ⑫ (氏名) | (生年月日) | (以前のライセンス) |

もし、ご回答用紙が不足の場合、恐縮ですが、コピーをしてご活用ください。